

不祥事、不適切な事案の調査、検証報告書

平成25年12月11日

大津市政策調整部

目 次

1 事件の概要	P55
2 事件の基となった事務の仕組み、制度等	P55
3 事件の主な経過	P55
(1) 経過	
(2) 被処分者及び処分内容について	
(3) 当該事件を受けての対応について	
4 事件を防止できなかった問題点 (課題)	P55
(1) 職員個人として、公私を問わず公務員としての意識上の課題	
(2) 職員個人として、公私を問わず法令順守等、広くコンプライアンスの課題	
(3) 組織として、健全な職場環境の醸成における課題	
(4) 管理監督者として、部下職員の適正な把握と指導上の課題	
5 再発防止に向けて	P55～P56
(1) 職員個人として、公私を問わず公務員としての意識の更なる醸成	
(2) 職員個人として、公私を問わず法令順守等、高いコンプライアンスの実践	
(3) 組織として、健全な職場環境の更なる醸成	
(4) 管理監督者として、部下職員の適正な把握と指導	

政策調整部

1 事件の概要

大津市内において、被害者に対して、それぞれ強いてわいせつな行為をした容疑で起訴され、現在、公判中であるもの。

2 事件の基となった事務の仕組み、制度等

特に無し

3 事件の主な経過

(1) 経過

平成 24 年 6 月頃	大津市内において、被害者に対して、それぞれ強いてわいせつな行為をした容疑
平成 25 年 10 月 11 日	起訴（刑法第 176 条前段 強制わいせつ）
平成 25 年 10 月 11 日	起訴休職処分 (大津市職員の分限に関する条例第 2 条第 2 項)

(2) 被処分者及び処分内容について

今回の事件に対して、処分を受けた者は下記のとおりです。

政策調整部（課長補佐級）男性職員 2 名（平成 25 年 10 月 11 日付け）

(3) 当該事件を受けての対応について

平成 25 年 10 月 15 日に開催された臨時部長会における市長からの訓示ならびに副市長名による「職員の綱紀の肅正及び服務規律の確保について」（依命通達）をもって臨時部内所属長会を開催し、綱紀の肅正及び服務規律の確保にあたり、特に遵守すべき事項について各所属長に周知徹底を図りました。各所属長はこれを受けて所属職員に対して同様の対応をいたしました。

4 事件を防止できなかった問題点（課題）

- (1) 職員個人として、公私を問わず公務員としての意識上の課題
- (2) 職員個人として、公私を問わず法令順守等、広くコンプライアンスの課題
- (3) 組織として、健全な職場環境の醸成における課題
- (4) 管理監督者として、部下職員の適正な把握と指導上の課題

5 再発防止に向けて

- (1) 職員個人として、公私を問わず公務員としての意識の更なる醸成

職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚に基づき、市民の負託に応え得る高い倫理観と使命感の確立に努め、不祥事をはじめ公務員としてふさわしくない行為により、その職の信用を傷つけ、職員全体の不名誉となることが無いように今一度、自らを振り返り、研修等を通じて意識の徹底を更に図っていきます。

たとえ一人の行為であっても、また、その事が職務上のことでなかったとしても、市民の公務への信頼が大きく揺らぐことから、今一度、公務とは何なのかという本質を理解し、公務員としての意識を部内職員全員で共有し、向上させていきます。

(2) 職員個人として、公私を問わず法令順守等、高いコンプライアンスの実践

法律遵守は当然のこととして、服務においても地方公務員法に明記されている服務の根本基準を守らなければなりません。公務員として誠実かつ公正に職務を執行できるよう、常日頃から公務員としての意識と高い倫理観の保持に努めていきます。

(3) 組織として、健全な職場環境の更なる醸成

健全な職場環境の向上をめざして、正規職員、臨時・嘱託職員、上司、部下、同僚を問わず、職員一人ひとりが互いの人格を尊重し、風通しの良い職場環境を更に醸成できるよう努めていきます。

不祥事の発生が、職務上のことで無く、上司を含め所属のだれもが気付かなかった(気付けなかった)ということから、執務上のマニュアル等の以外に、それを補完するものとして、意思疎通・意見交換・連携が図れる職場風土を構築することが大切です。そのためにも、各職員が高いモチベーションで、高いパフォーマンスを発揮できる職場づくりに努めて、不祥事の発生防止に繋げて行きます。

(4) 管理監督者として、部下職員の適正な把握と指導

管理監督の立場にある者は、部下職員の模範となるよう公務員として自らその姿勢を正すとともに、監督責任を自覚して、部下職員の適切な把握に努め、市民の疑惑や不信を招く恐れがある場合には、適切な指導を行うよう徹底します。

個々の資質を高めて組織力を向上するためには、職員個人個人の成長を促し続けることが重要です。また、そのためには担当業務の意義や目的を明確に意識させて、仕事に対する意欲を向上させるように努めなければなりません。人事評価の一環として部及び課の組織方針を掲げており、これを基に被評価者を側面から支援するというシステムも有効に活用し、人材育成を図る中で総合的な部下職員の資質向上と適正な言動を生むよう対応していきます。

公用車事故に関する報告書

平成25年12月11日

大津市総務部

目次

1	はじめに	P59
2	事故統計	P60～P61
	(1) 事故分類別	
	(2) 部局別	
	(3) 事故類型別 (加害のみ)	
	(4) 事故原因別 (加害のみ)	
3	事故傾向	P62
	(1) 部局別からみた傾向	
	(2) 事故類型別からみた傾向	
	(3) 事故原因別からみた傾向	
4	現行の交通安全・事故防止対策	P62～P63
	(1) 組織体制	
	(2) 啓発活動	
	(3) 研修・指導	
5	現行の交通安全・事故防止対策における課題	P63～P64
	(1) 個人の意識に関すること	
	(2) 運行管理責任者のスキルアップに関すること	
	(3) 運転技術に関すること	
6	交通事故の撲滅に向けて	P64
	(1) 新たな取組みの方向性	
	(2) 具体的な取組み事例	
7	資料	P65～P68
	(1) 平成24年度公用車事故一覧表	
	(2) 平成25年度公用車事故一覧表	
	(3) 公用車事故一覧表 凡例	
	(4) 大津市市有車両管理体制	

1 はじめに

本市においては、今日まで交通安全・交通事故防止を推進するため、車両総括管理者と各部局の正・副安全運転整備管理者で組織する安全運転整備管理者会議において、車両総括管理者から安全運転整備管理者へ交通事故防止に向けての指示・指導を行い、この会議内容を、運行管理者である所属長や職員に伝達し、安全運転や車両の点検・整備に関して取り組んできたところです。

しかしながら、平成24年4月から平成25年9月までの1年6カ月間に公用車事故が67件発生しており、そのうち加害事故（自損事故を含む）が50件を占めています。

自動車を運転することは常に交通事故発生リスクを伴い、それを回避するためには万全の注意を払わねばなりません。

しかしながら、交通事故が起こった場合、特に職員が加害者になる事故は相手方への損害賠償はもちろんのこと、重大事故においては、それだけにとどまらず、市民の市役所に対する信頼が一瞬で失墜し、その回復には長い時間を要することになります。

このことから、交通事故の撲滅を目指し、今回、過去の事故を分析し、原因等を整理し、交通安全・事故防止対策に新たな取組みの方向性をまとめた報告書を作成しました。

2 事故統計

平成24年4月1日から平成25年9月30日までに発生した公用車事故の状況は次のとおりである。

具体的な事故内容は別表「公用車事故一覧表」(P7.8)を参照

(1) 事故分類別

事故分類		平成24年度	平成25年度	合計
加害事故	人傷	2	3	5
	物損	3	8	11
	車両(賠償なし)	20	14	34
	計	25	25	50
被害事故	人傷	2	0	2
	物損	10	5	15
	計	12	5	17
合計		37	30	67

※「車両(賠償なし)事故」は、壁や柱等の接触による相手方への賠償が生じない「自損事故」を示す。

(2) 部局別

部局	平成24年度	平成25年度	合計
政策調整部	0	0	0
総務部	2	1	3
市民部	2	0	2
福祉子ども部	0	6	6
健康保険部	8	3	11
環境部	2	3	5
産業観光部	3	0	3
都市計画部	1	1	2
建設部	5	3	8
企業局	7	3	10
教育委員会	1	3	4
消防局	6	6	12
市民病院	0	1	1
老人保健施設	0	0	0
合計	37	30	67

(3) 事故類型別 (加害のみ)

事故類型	平成24年度	平成25年度	合計
人対車両	0	0	0
追突	1	1	2
出会頭	1	3	4
追越追抜車線変更時	1	1	2
単独(工作物衝突)	19	9	28
単独(駐車車両衝突)	1	10	11
その他	2	1	3
合計	25	25	50

(4) 事故原因別 (加害のみ)

事故原因	平成24年度	平成25年度	合計
信号無視	0	0	0
一時不停止	1	0	1
追越方法不適	0	1	1
安全不確認	19	22	41
運転操作誤り	3	1	4
前方不注意	2	1	3
その他	0	0	0
合計	25	25	50

3 事故傾向

(1) 部局別では「事故を起こす部局に偏りがみられる。」

業務における車両の使用頻度や職員数も考慮しなければならないが、事故をよく起こす部局は偏在する傾向にある。

(2) 事故類型別では「単独事故が80%を占める」

工作物または駐車車両と接触した「単独事故」が加害事故の80%を占めている。

これらの事故は、静止している相手との事故であり、運転者の行動により回避できた事故であると思われる。

(3) 事故原因別では「安全不確認が80%以上である」

「安全不確認」は、事故当事者が何らかの原因により運転に対する注意が散漫になったことにより生じていると思われる。

4 現行の交通安全・事故防止対策

(1) 組織体制

本市においては、車両の総括管理を行う車両総括管理者1名と各部局に車両の安全運転及び安全性の確保に必要な管理業務を行う正・副安全運転整備管理者を配置し、これら56名で構成される「正・副安全運転整備管理者会議」において、安全運転等に関することを協議し、その内容を運行管理責任者である所属長を通じて、職員にへ指導・周知している。

また、重大事故が発生した場合、「大津市有車両事故対策委員会」を設置し、事故の防止対策や事故発生の原因究明等を行うことにしている。

別表「大津市市有車両管理体制」(P9)を参照

(2) 啓発活動

- ① 交通安全スローガン作成・配布(毎月)
- ② ホームページ(危険予知、安全運転知識等に関する情報発信)(毎月)
- ③ 出庫車両に対するアピール活動(幟旗を持ち立哨、9月)
- ④ 事故多発時に緊急の事故速報の配布
- ⑤ KY(危険予知)カードの朝礼時の活用

(3) 研修・指導

① 研修

- ア 安全運転整備管理者会議における研修（４月・２月）
- イ 無事故・無違反１００日運動への参加（９月～１２月）
- ウ 新規採用職員への研修及び警察庁方式運転適性検査（３月）
- エ 各部局における独自研修及び啓発

② 加害事故当事者職員の再発防止対策

- ア 警察庁方式運転適性検査の実施と今後の運転への指導
- イ 実技訓練（不適正操作の確認指導）
- ウ 実技教育（自動車教習所等での運転技術の再確認）

5 現行の交通安全・事故防止対策における課題

(1) 個人意識に関すること

現行の交通安全・事故防止対策（以下「現行対策」という。）は、様々な機会を捉えて、研修会や啓発活動を展開している。

しかしながら、研修受講者が受講後直ぐに事故当事者になった事例や注意喚起を行った事故と同様の事故が繰返される事例等、全職員へ安全意識が十分に浸透される研修・啓発になっているとは言い難い。

また、発生している交通事故の多くは、車両単独の事故であり、ここから考えられるのは、「事故は自分に関係ない」また「運転に集中していない」等の個人の意識に原因があると考えられる。

このことから、職員自らの「気づき」により交通安全の意識改革を促す取り組みが求められる。

(2) 運行管理責任者のスキルアップに関すること

交通事故防止のため運行管理責任者である所属長の果たす役割は大きいものがある。

職員の意識を高めるためには、所属長が所属職員の性格や運転技術等を把握し、適切に助言・指導をしていくことが必要である。

このため所属長が適切な助言・指導をできるスキルやツールづくりが必要になってきている。

(3) 運転技術に関すること

事故原因として、「安全不確認」等の意識面のほか、事故内容をみると「運転技術の未熟さ」における事故もあるとみられる。

加害事故の当事者職員については、警察庁方式運転適性検査や実技訓練・実技教育等により再発防止対策を図り、２回目の事故を起こさないように努めている。

しかし、市役所にあつては消防車や救急車等の緊急走行を行う特殊車両も有している。

統計からみても、消防局の特殊車両による事故が多いことから、これらにおいては、再発防止でなく予防的に職員の運転技術を高める取組みも必要となる。

運転技術を向上させるため、その技術を指導するリーダーを養成していくことが求められる。

6 交通事故の撲滅に向けて

(1) 新たな取組みの方向性

交通事故の撲滅を目指し、現行対策に加え、新たに次の方向性からの対策を検討し、実施していく。

新たな取組みの方向性

- 職員の意識改革の推進
- 運行管理責任者の助言・指導に関するスキルアップ
- 運転技術の指導者の養成

(2) 具体的な取組み事例

① 交通事故防止小集団検討会

交通事故を他人事でなく自らの問題として認識させるため、事故事例等を資料として、小グループによる忌憚のない意見を言い合える検討会を開催する。

② 運行管理責任者用チェックシートの作成・配布

所属長が所属職員に対し、交通安全及び交通事故対策を指導する上ですべきことをまとめたチェックシートを作成し、運行管理責任者に活用させる。

③ 消防・救急緊急自動車運転技能者課程への研修派遣

特殊車両である消防・救急緊急自動車の運転技術の向上させるリーダーを養成するため、職員を外部の研修機関へ派遣する

平成24年度公用車事故一覧表

件数	所属		発生場所	発生日	事故類型	事故概要	事故原因	事故種別		当事者別		過失割合 %		専決・議案
	部局	課室						人傷	物件	加害	被害	市	相手方	
1	建設部	9 道路管理課	大津市御陵町(業務用駐車場)	4月10日	柱に接触	5 駐車場の柱に接触	後方の安全不確認	4	●	自損				
2	建設部	9 路政課	大津市御陵町(業務用駐車場)	4月23日	柱に接触	5 駐車場の柱に接触	左後方の安全不確認	6	●	自損				
3	消防局	12 中消防署西分署	坂本三丁目	4月23日	出合頭衝突	- 交差点で停止中に対向車に被接触	-	-	○	○	15	85	専決第9号	
4	健康保険部	5 健康長寿課	大江山三丁目(瀬田市民センター)	5月29日	駐車車両に接触	6 後退中に駐車車両に接触	右後方の安全不確認	4	●	自損				
5	環境部	6 廃棄物減量推進課	大津市西庄	6月4日	被追突	- 停車中に被追突	-	-	○	○				
6	産業観光部	7 農林水産課	大津市千野三丁目	6月15日	運転操作誤り脱輪	7 狭隘道路で道路側溝に脱輪	運転操作誤り	5	●	自損				
7	建設部	9 道路管理課	大津市稲津一丁目	6月20日	石垣に接触	5 道路脇の石垣に接触	左方の安全不確認	4	●	自損				
8	健康保険部	5 健康推進課	大津市坂本	7月2日	駐車中に被接触	- 駐車中に被接触	-	-	○	○				
9	企業局	10 営業開発課	大津市京町四丁目	7月18日	ポールに接触	5 駐車場の柱に接触	右後方の安全不確認	4	●	自損				
10	企業局	10 企業総務課	大津市御陵町(北駐車場)	7月27日		5 駐車場の消火器手動装置に接触		4	●	自損				
11	総務部	2 資産税課	大津市和通	8月3日	駐車中に被接触	- 駐車中に脇から出てきた車両に被接触	-	-	○	○				
12	健康保険部	5 介護保険課	大津市二本松	8月8日	追突	2 停車中の車両に追突	前方不注意	6	●	●	100	0	専決第11-12-13号	
13	企業局	10 下水道雨水対策室(河川課)	大津市大萱七丁目	8月10日	石垣に接触	5 左折時、石垣に接触	左方の安全不確認	4	●	自損				
14	消防局	12 中消防署	大津市浜大津五丁目	9月3日	ポールに接触	5 広場入口のポールに接触	右方の安全不確認	4	●	自損				
15	産業観光部	7 鳥獣害対策室	大津市南小松	9月6日	切り株に接触	5 林道の切り株に接触	前方の安全不確認	4	●	自損				
16	健康保険部	5 衛生課	大津市小野	9月21日	出合頭衝突	3 T字路で左折するとき相手車両と衝突	右方の安全不確認	4	●	●	85	15	専決第15号	
17	消防局	12 南消防署	大津市中庄一丁目	9月25日	被追突	- 停車中に被追突	-	-	○	○				
18	産業観光部	7 農林水産課	大津市木戸	10月2日	ブロック塀に接触	5 後退中に構造物に接触	後方の安全不確認	4	●	自損				
19	企業局	10 安全サービス課	大津市長等二丁目	10月3日	駐車中に被接触	- 駐車中に被接触	-	-	○	○				
20	企業局	10 ガス事業課	大津市大江三丁目	10月3日	ポールに接触	5 駐車場の柱に接触	後方の安全不確認	4	●	自損				
21	健康保険部	5 健康長寿課	大津市真野二丁目	10月5日	車線変更時に接触	4 右折車線走行中の車両に接触	右後方の安全不確認	4	●	●	100	0	専決第16号	
22	消防局	12 中消防署	大津市御陵町	10月5日	急停止による負傷	- 信号無視車両を回避する處、急ブレーキで負傷	-	-	○	○				
23	消防局	12 消防総務課	大津市南志賀一丁目	10月15日	追越車両に被接触	- 相手車両追越しの際、ミラーに被接触	-	-	○	○				
24	総務部	2 資産税課	大津市大江五丁目	10月24日	車止めに接触	5 駐車場の車止めに乗り上げ	後方の安全不確認	4	●	●	100	0	専決第1号	
25	建設部	9 道路管理課	大津市唐崎二丁目	11月5日	照明灯に接触	5 駐車場の照明灯に接触	後方の安全不確認	4	●	自損				
26	企業局	10 ガス事業課	大津市瀬田橋本町	11月12日	被追突	- 停車中に被追突	-	-	○	○				
27	教育委員会	11 教育総務課	大津市本丸町	11月13日	出合頭	- 道路脇から進入してきた車両に被接触	-	-	○	○	10	90	専決第2号	
28	健康保険部	5 健康長寿課	大津市和通高城	11月13日	花壇に接触	5 施設内の花壇に接触	右後方の安全不確認	4	●	自損				
29	環境部	6 環境政策課	大津市鶴舞町(山中健)	11月14日	運転操作誤り脱輪	7 道路脇の側溝に脱輪	運転操作誤り	5	●	●	100	0	専決第8号	
30	市民部	3 伊香立支所	大津市伊香立下在地町	11月16日	出合頭衝突	- 道路脇から進入してきた車両に被接触	-	-	○	○	30	70	専決第7号	
31	市民部	3 戸籍住民課	大津市御陵町(北駐車場)	11月28日	柱に接触	5 駐車場の柱に接触	運転操作誤り	5	●	自損				
32	健康保険部	5 介護保険課	大津市本宮二丁目	12月21日	ブロック塀に接触	5 駐車場の柱に接触	右前方の安全不確認	4	●	自損				
33	企業局	10 安全サービス課	大津市御殿浜	12月23日	被追突	- 停車中に被追突	-	-	○	○				
34	消防局	12 南消防署	大津市栗津町	1月2日	道路構造物に接触	5 道路脇フェンスに接触	左前方の安全不確認	4	●	自損				
35	建設部	9 建築課	大津市御陵町(北駐車場)	1月10日	柱に接触	5 駐車場の構造物に接触	ブレーキ操作誤り	2	●	自損				
36	健康保険部	5 健康長寿課	大津市大石中一丁目	2月14日	ポールに接触	5 駐車場の柱に接触	左前方の安全不確認	4	●	自損				
37	都市計画部	8 住宅課	大津市昭和町	3月28日	ブロック塀に接触	5 左折時、塀に接触	左後方の安全不確認	4	●	自損				

平成25年度公用車事故一覧表

件数	所属		発生場所	発生日	事故類型	事故概要	事故原因	事故種別		当事者別		過失割合 %		専決・議案
	部局	課室						人傷	物件	加害	被害	市	相手方	
1	福祉子ども部	4 生活福祉課	大津市下阪本三丁目(下阪本支所駐車場)	4月11日	照明柱に接触	5 後退時、右後部フェンダーを照明柱に接触	右後方の安全不確認	4	●	自損				
2	企業局	10 下水道雨水対策室	大津市御陵町(北駐車場)	4月15日	駐車中当逃げ被害	- 駐車中、左後側面部を当逃げされる	-		○	○				
3	福祉子ども部	4 生活福祉課	大津市本丸町(膳所支所駐車場)	5月14日	駐車車両に接触	6 右折発進時、右後部フェンダーを駐車車両に接触	右後方の安全不確認	4	●	●		100	0	専決第12号
4	市民病院	13 訪問看護ステーション	大津市中央四丁目	5月24日	空地の石に接触	5 方向転換時、左前スカート部を石に接触	左前方の安全不確認	4	●	自損				
5	都市計画部	8 住宅課	大津市菅羽台	5月28日	被道突	- 信号待ちで道突される	-		○	○				
6	総務部	2 職員課	大津市御陵町(北駐車場)	6月3日	駐車車両に接触	6 右折発進時、右側面・後部を駐車車両に接触	右後方の安全不確認	4	●	自損				
7	消防局	12 中消防署	大津市御陵町(中消防署車庫)	6月5日	コンクリート柱に接触	5 左折発進時、右後部角をコンクリート柱に接触	右後方の安全不確認	4	●	自損				
8	環境部	6 環境美化C	大津市南郷六丁目	6月17日	出合頭衝突	3 路外から右折横断時、右方からの二輪車と衝突	右方の安全不確認	4	●	●		90	10	専決第13号 議案第00号
9	福祉子ども部	4 生活福祉課	大津市富士見台	6月19日	ガードレールに衝突	5 後退時、右リヤフェンダーをガードレールに衝突	右後方の安全不確認	4	●	自損				
10	教育委員会	11 教育センター	大津市本丸町(生涯学習C駐車場)	6月21日	柱に接触	5 車庫に入庫時、切り返して左ドアを柱に接触	左後方の安全不確認	4	●	自損				
11	健康保険部	5 保健総務課	大津市長等二丁目	7月25日	電柱に接触	5 左折時、左側面部を電柱に接触	左後方の安全不確認	4	●	自損				
12	福祉子ども部	4 健康推進課	大津市朝日が丘一丁目(朝日が丘保育園)	8月2日	門扉に接触	5 左折時、左側面部を左門扉に接触	左後方の安全不確認	4	●	自損				
13	消防局	12 消防総務課	東近江市(県消防学校グラウンド)	8月4日	駐車車両に接触	6 右折発進時、左後部角を駐車車両に接触	右後方の安全不確認	4	●	●		100	0	専決第14号
14	消防局	12 中消防署	大津市際川三丁目	8月8日	道路変更時接触	4 緊急走行中、左後部を道路を譲った車の右前部に接触	追越し方法不適	3	●	●		100	0	専決第15号
15	消防局	12 南消防署	大津市唐橋町	8月12日	後退時、接触	6 後退中、右後部を右後方の駐車車両に接触	右後方の安全不確認	4	●	●		100	0	専決第17号
16	環境部	6 不法投棄対策課	大津市日吉台一丁目(湖西道路)	8月12日	前車に道突	2 交通渋滞中、前車に道突	前方不注意	6	●	●				専決第16号 人身は未示談
17	企業局	10 浄水施設整備課	大津市神宮町	8月20日	被道突	- 信号待ちで道突される	-		○	○				
18	福祉子ども部	4 生活福祉課	大津市御陵町(北駐車場)	8月21日	駐車車両に接触	6 左折発進時、左側面を駐車車両に接触	左後方の安全不確認	4	●	自損				
19	教育委員会	11 北図書館	大津市本堅田五丁目	9月4日	出合頭衝突	3 路外から右折横断時、左方からの車と衝突	左方の安全不確認	4	●	●		80	20	専決第18号
20	教育委員会	11 図書館	大津市青山三丁目(青山小学校駐車場)	9月5日	駐車車両に接触	6 左折発進時、右後部角を駐車車両に接触	右後方の安全不確認	4	●	●				未示談
21	環境部	6 環境美化センター	大津市探野町二丁目	9月9日	ブロック塀に接触	5 発進時、右側面部をブロック塀に接触	右後方の安全不確認	4	●	●		100	0	専決第19号
22	福祉子ども部	4 生活福祉課	大津市御陵町(北駐車場)	9月9日	駐車車両に接触	6 左折発進時、左側面を駐車車両に接触	左後方の安全不確認	4	●	自損				
23	建設部	9 道路管理課	大津市御陵町	9月16日	出合頭衝突	3 右折発進時、右方からゼブラを進行してきた原付に衝突	右方の安全不確認	4	●	●				未示談
24	健康保険部	5 健康推進課	大津市野郷原一丁目	9月17日	駐車中、接触被害	- 訪問先で駐車中、車に接触される	-		○	○				
25	建設部	9 道路建設課	大津市国分二丁目	9月18日	後退し、脱輪	7 エンストし、ブレーキの効きが低下し脱輪	ブレーキ操作誤り	5	●	自損				
26	健康保険部	5 健康推進課	大津市浜大津四丁目(明日都浜大津駐車場)	9月19日	柱に接触	6 左折発進時、左側面を柱に接触	左後方の安全不確認	4	●	自損				
27	建設部	9 道路管理課	大津市仰木の星東二丁目(湖西道路)	9月22日	被道突	- 渋滞停止中、道突される	-		○	○				
28	消防局	12 南消防署	大津市南郷一丁目(南消防署南郷出張所)	9月23日	駐車車両に衝突	6 後退時、後部バンパーを後方の駐車車両に衝突	後方の安全不確認	4	●	●				未示談
29	企業局	10 ガス計画管理課	大津市晴嵐一丁目(企業局研修C駐車場)	9月25日	駐車車両に接触	6 後退時、左前部を左の駐車車両に接触	左方の安全不確認	4	●	自損				
30	消防局	12 北消防署志賀分署	大津市北小松	9月26日	駐車車両に接触	5 後退時、左後部を樹木に接触	左方の安全不確認	4	●	自損				

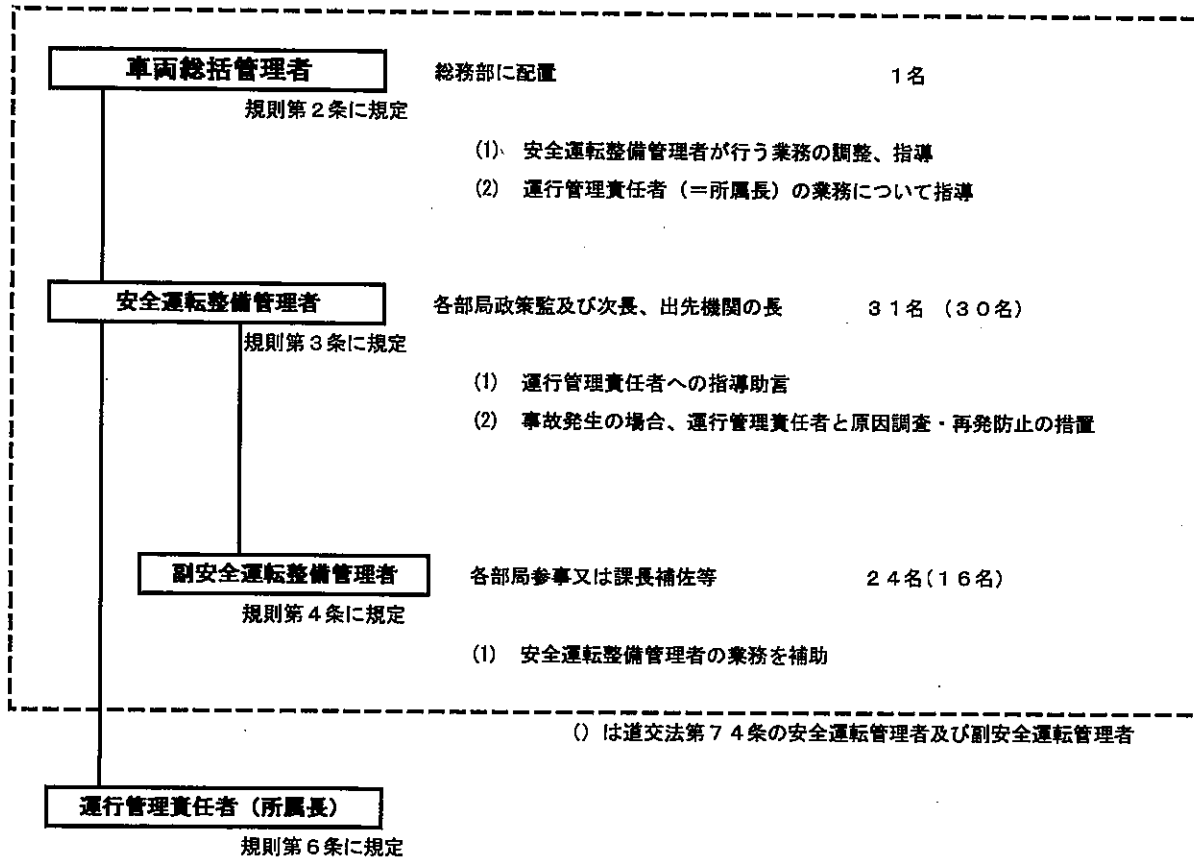
公用車事故一覧表 凡例

公用車事故一覧表のコードは下表のとおりです。
集計をする必要があることから付番しています。

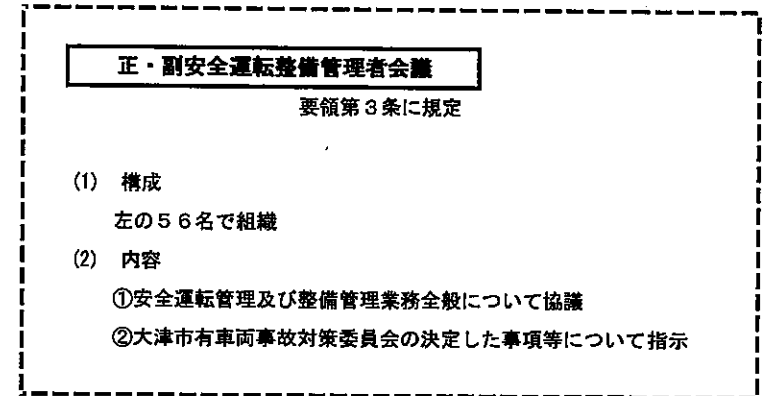
コード	事故区分	コード	部局別	コード	事故類型(加害のみ)	コード	事故原因(加害のみ)
●	加害事故	1	政策調整部	1	人対車両	1	信号無視
○	被害事故	2	総務部	2	追突	2	一時不停止
		3	市民部	3	出会頭	3	追越方法不適
		4	福祉子ども部	4	追越追抜車線変更時	4	安全不確認
		5	健康保険部	5	単独(工作物衝突)	5	ブレーキ操作誤り
		6	環境部	6	単独(駐車車両衝突)	6	前方不注意
		7	産業観光部	7	その他	7	その他
		8	都市計画部				
		9	建設部				
		10	企業局				
		11	教育委員会				
		12	消防局				
		13	市民病院				
		14	老人保健施設				

大津市市有車両管理体制

1 組織



2 会議



☆☆ 重大事故が発生した場合 ☆☆



- (1) 構成 11名
 - 総務部長
 - 総務部政策監
 - 総務部総務課長、職員課長、財政課長、管財課長
 - 出納室次長
 - 企業局企業総務課長
 - 消防局消防総務課長
 - 教育委員会事務局教育総務課長
 - 車両総括管理者
- (2) 内容
 - ①交通事故防止対策に関すること
 - ②交通事故発生の原因を究明すること
 - ③交通事故の損害賠償及び求償に関すること 等

【関係法令等】

道交法：道路交通法

規 則：大津市市有車両管理規則

要 領：大津市市有車両管理規則実施要領

大津市民病院契約事務調査委員会報告書
(公契約関係競売等妨害事件
に関する報告書)

平成25年12月11日

大津市民病院

目 次

1 事件の概要	P71
2 事件の基となった事務の仕組み、制度等	P71
3 事件の主な経過	P71～P74
(1) 放射線治療機器の導入の経過について	
(2) 放射線治療施設設計業務と参事Aの関わりについて	
(3) ㈱建築事務所エヌピィオーと病院の関係について	
(4) 施設設備係の人員体制について	
(5) 被処分者及び処分の内容について	
(6) 当該事件を受けての対応について	
4 事件を防止できなかった問題点（課題）	P74～P75
(1) 個人の資質の問題点について	
(2) 組織としての問題点について	
5 再発防止に向けて	P76～P77
(1) 個人の資質の問題点について	
(2) 組織としての問題点について	

1 事件の概要

本市総務部契約検査課参事A（以下「参事A」といいます）は、平成24年度は本市民病院病院総務課参事として施設設備工事や設計業務の担当者でありましたが、平成25年3月12日に行なわれた大津市民病院放射線治療施設増築工事設計業務委託の入札において、自らが見積もった設計価格に近い金額を、2月中旬に㈱建築事務所エヌピーオーの社長に電話で漏らし、公正な入札を妨害したとして、公契約関係競売等妨害の疑いで平成25年11月4日に逮捕され、11月25日に公契約関係競売等妨害罪で起訴されました。

事件について、11月12日の市議会特別会議において議員の緊急質問が行われ、市長は、市民病院で徹底した調査を行うこと、再発防止策を検討することを答弁され、これを受け11月18日に大津市民病院契約事務調査委員会を設置し、20日に第1回委員会を開催しました。

2 事件の基となった事務の仕組み、制度等

入札・契約事務につきましては、平成22年の市民病院における官製談合事件をふまえ、平成23年1月に総務部契約検査課におきまして入札・契約マニュアルが作成され、市民病院においても平成24年4月に委託契約等マニュアルを整備し、130万円を超える工事や50万円を超える設計委託業務等についての入札事務は、病院内で行うのではなく、総務部契約検査課に依頼することとしました。

施行課である病院総務課は50万円を超える設計委託業務等については、仕様書、設計図書を作成を行い、入札執行の依頼を起案します。起案は経理課へ合議のうえ、決裁権者の決裁を経て、入札執行依頼書を契約検査課へ提出します。契約検査課は入札執行依頼書に基づいて入札参加業者を選定、入札・契約締結手続きを行いません。

今回事件となった入札案件につきましては、委託契約等マニュアルの手順に沿って行われました。

3 事件の主な経過

事実関係につきまして、様々な視点からまとめたものを記載します。

(1) 放射線治療機器の導入の経過について

大津市民病院は滋賀県におけるがん医療水準の向上を図るとともに、がん診療連携拠点病院による大津保健医療圏におけるがん診療連携の推進を支援し、専門的ながん診療機能の充実を図るため、平成22年10月1日付けで、「滋賀県がん対策推進計画」に基づく「滋賀県地域がん診療連携支援病院」の指定を受けましたが、放射線治療機器が未整備でありました。このことから、平成23年2月に滋賀県に対して滋賀県地域

医療再生計画における放射線治療機器等整備事業計画書（交付金 371,415 千円）を提出しました。平成 23 年 6 月に滋賀県は同計画を国に提出し、大津市は 7 月 27 日に厚生労働大臣及び総務大臣あて要望書を提出し、最終的に 118,000 千円の交付決定がなされました。

これを受けて、平成 24 年 3 月に策定した「大津市民病院経営計画」の中で、基本方針「質の高い医療を効率的・安定的に 24 時間 365 日提供する病院」に関する基本施策「がんに一層対応できる体制の構築」のため「がんの根治的治療を目指すために必要な放射線治療機器の導入」が明記され、導入予定として平成 24 年度実施設計、平成 25 年度施設整備、平成 26 年度稼動のスケジュールを組みました。

平成 24 年度には上記スケジュールに合わせて、院内に放射線治療機器導入ワーキングチームが設置され、放射線治療機器（3 社 3 機種）の選定等を行い、1 月 25 日の入札により機器・納入業者が E l e k t a 社製 S y n e r g y ・東芝メディカルシステムズ(株)滋賀支店に決定し、1 月 29 日に物品売買契約を締結しました。

(2) 放射線治療施設設計業務と参事 A の関わりについて

放射線治療施設設計業務については、経営計画において平成 24 年度中に実施する予定でありました。平成 22 年度及び 23 年度には別館棟横のリハビリ庭園の地下に設置すべく、概算工事費等算出業務・概略設計委託業務を行っていましたが、平成 24 年 5 月 10 日の第 1 回放射線治療機器導入ワーキングチーム会議(以下、「会議」という。))において将来の機器入替を考慮して、場所を再考することとなりました。6 月 5 日の第 2 回会議に旧リハビリ棟案が提示され、救急駐車場地下案とあわせて検討をおこないました。8 月 7 日の第 3 回会議において設置場所は将来の機器入替と価格を考慮して旧リハビリ棟を候補地とし、8 月 29 日に総合インフラ整備委員会へ会議案を答申しました。しかし、旧リハビリ棟には大津市医師会事務所があり、移転の問題が解決したのは 11 月でありました。

続いて、総合インフラ整備委員会において放射線治療機器導入ワーキングチーム会議Ⅱ（以下「会議Ⅱ」という。）の設置が決定され、11 月 19 日の第 1 回会議Ⅱにおいて、実施設計をなるべく年度内に終了させる方針となりました。ところが実施設計を行うには、設置する放射線治療機器を決める必要があり、機器の入札を早急に行うため、11 月 28 日第 2 回会議Ⅱで仕様書を決定、同日の総合インフラ整備委員会です承され、翌日に医療機器選定委員会において機器を決定し、入札の手続きを開始しました。市長の決裁を経て 1 月 25 日に入札を実施し、機器が決定しました。しかし、放射線治療施設の設置場所を変更した等の理由から、実施設計の完了が翌年度にずれ込むこととなりました。

その後、担当係長である参事 A が東芝メディカルシステムズ(株)と協議を行いつつ設計書を作成し、2 月 25 日に放射線治療施設増築工事設計業務委託の入札を総務部契約検査課に依頼しました。3 月 12 日に指名競争入札により、(株)建築事務所エヌピーオーが 9,450,000 円(税込)で落札し、3 月 14 日から 7 月 12 日を委託期間として 3 月 13 日

に契約を締結しました。しかし、他施設との連携を図りながら協議を進めていく中で、将来計画の部分である増築も考慮に入れた一連の設計での検討が必要との判断に至り、配置平面計画について大幅な修正の必要が生じたことから、7月5日に委託期間を8月26日までとし、金額を2,218,650円増額する変更契約を締結しました。

(3) ㈱建築事務所エヌピィオーと病院の関係について

大津市民病院は平成11年に本館棟・別館棟の増改築をおこないました。それ以後設計を要する工事等はありませんでしたが、平成21年に消化器内視鏡センターの増築工事を行うに当たり、設計委託業務の指名競争入札を院内において実施しました。㈱建築事務所エヌピィオーが6,090,000円(税込)で落札し、平成21年12月8日から平成22年1月18日を委託期間として契約を締結しました。平成22年3月1日から同工事が施工されたことに合わせて、工事に係る監理委託業務を、平成22年3月21日から8月30日の委託期間で、987,000円(税込)で随意契約を締結しました。また同センター増築に伴うパンフレット作成業務を9月6日から10日の委託期間で、73,500円(税込)で随意契約を締結しました。

平成22年には健診センター移転にともなう、大津市民病院別館棟4階改修工事に係る設計委託業務の指名競争入札を院内で実施し、同事務所が2,520,000円(税込)で落札し、平成22年10月26日から11月25日を委託期間として契約を締結しました。

今回の放射線治療棟増築にあたっては、放射線治療室整備他に係る概算工事費等算出業務を、平成23年2月14日から3月7日の委託期間として、296,100円(税込)で随意契約を締結しました。また(仮称)放射線治療室概略設計委託を、7月15日から8月10日を委託期間として497,700円で随意契約を締結しました。

以上のように、平成21年度から平成23年度の期間で㈱建築事務所エヌピィオーと計6件の委託契約を締結しました。

(4) 施設設備係の人員体制について

病院総務課施設設備係は病院施設及び設備の維持修繕・管理に関すること、施設・設備の委託契約に関すること、病院財産の管理に関すること等の業務を行っており、平成24年度は正規職員3名・嘱託1名・臨時2名の計6名体制でありました。工事については、技術職の正規職員である参事Aが設計を必要とする工事の全て、小額の修繕工事についても半数以上を担当し、現場対応、業者指示、事務等をほぼ1人で行っていました。それ以外の修繕工事においても査定は全て行っており、他の正規職員が全て事務職であることから、参事Aに負担が集中していました。参事Aは、昼間はほとんど現場での対応に追われ、時間外に事務を行い、休日も出勤することが当たり前の状況でありましたが、他の職員と仕事を分担することはありませんでした。

特に平成24年度後半は、患者総合支援センター開設・9階浴場改修工事等が集中し

て、現場の打合せに時間を要した中で、今回の放射線治療施設増築工事設計委託業務についても、本庁建設部の建築課に相談しながら、設計・事務手続きを全て1人で行っていました。

(5) 被処分者及び処分内容について

今回の事件に対して、処分を受けた者は下記のとおりです。

(平成25年11月29日付け)

ア 総務部契約検査課参事 男性 59歳 懲戒免職

イ 大津市民病院事務局次長 男性 57歳 戒告

※アは事件当事者、イは管理監督者

(6) 当該事件を受けての対応について

ア 病院内に契約事務調査委員会を設置し、11月20日に第1回委員会を開催し、調査の内容及び進め方を決定しました。

イ 11月22・25日の2日間で病院総務課職員5名からの聞き取り調査を実施しました。

ウ 11月27日に第2回委員会を開催し、コンプライアンス推進室に提出する中間報告書の内容について協議を行いました。

エ 12月2日に第3回委員会を開催し、「事件を防止できなかった問題点(課題)」と「再発防止に向けて」の協議を行いました。

オ 12月3日に参事Aと面談しましたが、事件については公判中であり、聞き取りは出来ませんでした。

4 事件を防止できなかった問題点(課題)

(1) 個人の資質の問題点について

ア 仕事の進め方

参事Aは、係長という立場でありましたが、特に工事関係の業務については担当者として、業者への確認、指示、現場調整など、人に任せずに自らが直接動くタイプであり、係員との間で業務の分担が行なわれず、多量の業務を1人で抱え込んでいました。その結果、担当する業務が周りからは見えにくい状況となっていました。

イ 倫理観の欠如

参事Aは個人情報を知人に漏らしたとして、地方公務員法違反（秘密漏洩）で平成19年11月16日に停職6ヶ月の懲戒処分、課長級から課長補佐級への降任の分限処分を受けていたことから、コンプライアンス遵守の重要性を人一倍強く意識していたはずであります。

また、平成22年10月に大津市民病院で発覚した官製談合事件においては、施設設備係長として事件への対応に当たっており、ひとたび事件を起こせば、市民の病院に対する信頼や信用が失墜し、その回復のために関係者や職員は多大な労力を費やす結果となることを十分に理解していたはずであります。

こうした実体験を有していたにもかかわらず、今回の事件を起こしてしまったことは、公務員に求められる倫理観、コンプライアンス遵守の精神が根本的に欠如していたのではないかと推察されます。

(2) 組織としての問題点について

ア 施設設備係を取巻く状況

施設設備係が担当する業務は施設修繕や工事だけでも年間200件を超え、休日出勤を含め常に事務が輻輳している状態でありました。加えて、市民病院のほとんどを占める医療職種の職員は、公立病院に求められる法令や諸規定に基づく事務手続きへの理解が少ないため、手続きに時間がかかることを考慮せず、直ちに結果を求める傾向があります。このため、担当者は多忙な中で次々に与えられる様々な課題をとにかく迅速に実施しなければならないという、負担を強いられていました。

イ 職員の体制

職員の事務分担については、副担当を配置し、複数で担当するのが基本ですが、当該係においては、上に述べたように事務の輻輳が常態化しており事実上これを行うことは無理な状況でありました。参事Aは業者との打合せに1人出席し、副担当を同席させることはありませんでした。また、参事Aは正規職員の中では唯一の技術職であり、かつ課長級の職位にあったこともあり、係員が業務について意見や確認をすることが出来にくい状況となっておりました。

ウ 課としての課題

病院総務課には総務係・経営企画係・施設設備係があり、同じフロアで執務を行っていましたが、職員配置の関係で、平成23年4月からは施設設備係は、別のフロアに移動しました。これにより、施設設備係については所属長や他の職員との日常的な情報交換の機会が減り、周囲からのチェックの目が届きにくくなりました。

5 再発防止に向けて

(1) 個人の資質の問題点について

本市の公務員倫理に関する研修は新規採用時、係長級時、課長級時の各階層別に実施しています。さらに今回の事件を受け11月28日に各部局長・所属長を対象とした「公務員倫理特別研修会」を開催し、各所属における面談も実施しているところです。

市民病院ではこれに加えて、コンプライアンス意識の浸透を目的に全職員を対象とした研修会を独自に12月中に2回、1月中に4回、計6回行う予定です。

これは、個人情報情報の漏洩、医療機器等に関わる業者との接触、医薬品の持ち出しや流用など、各職域に潜むリスクを具体的に引き上げ、参加者が自らのこととして捉え、認識をより強められるような工夫を凝らして実施していくこととしています。

(2) 組織としての問題点について

ア 施設設備係を取巻く状況

医療職の職員が事務手続きに対する理解が少ないことから、事務職への負担増となっている。公立病院として事務手続きに一定の時間が必要であることを、今年度に行う全職員対象のコンプライアンス研修会にて理解することとします。

イ 職員の体制

正副担当制は、相互チェックによる事務処理誤りや不適正処理の防止に有効であり形骸化しないよう改めて徹底を図っていきます。特に業者との打ち合わせや現場確認等には必ず複数の職員で対応し、情報の共有化と不正防止に努めます。

しかし、前述のとおり職員の業務量の多さと時間に追われる状況が改善されなければ、絵に描いた餅となってしまう効果が期待できないことから、業務量に見合った適正な人員配置が必要と考えますが、短期的には解決が難しい状況であります。

そこで、まずは計画的な業務の遂行と、職員相互の連絡・報告を行うことで、事務の透明化を図ります。また、職員が業務プロセスを共有化することで、周囲のチェック機能が働く職場にします。

ウ 課としての課題

病院総務課に属する係を一箇所に集めるのが望ましいところですが、施設の関係から短期的な解決は難しい状況であります。

そこで、次善の策として課内における定期的な会議（全員でなくとも係長会議等）を頻繁に開催することで、課としての情報共有の促進とチェック機能、さらには所属長によるコントロール強化を図ります。

大津市立下阪本小学校
滋賀県青少年の健全育成に関する条例違反に関する報告書

平成25年11月29日

大津市教育委員会

目 次

1 事件の概要	P81
2 事件の基となった事務の仕組み、制度等	P81
3 事件の主な経過	P81～P82
(1) 経過	
(2) 被処分者及び処分内容について	
(3) 当該事件を受けての市教委と学校の対応について	
4 事件を防止できなかった問題点（課題）	P82～P84
(1) 個人の状況について	
(2) 職場の人間環境について	
(3) 服務管理について	
5 再発防止に向けて	P85
(1) 職場・市教委等における不祥事防止研修について	
(2) 職場での気づきについて	
(3) 管理職の気づきについて	
(4) 単身生活者への配慮について	
(5) 教員としての資質の見極め	

○下阪本小学校 案件

1、事件の概要

大津市立下阪本小学校 教諭A（28才）はフェイスブックで知り合った被害者が、18歳に満たない青少年であることを知りながら、平成25年5月19日（日）午前零時30分頃から同日午前1時30分頃までの間、大津市内の路上に駐車中の自家用車内において、自己の性欲を満たすため、同人と性交し、いん行行為を行ったことによって、滋賀県青少年の健全育成に関する条例違反により、平成25年9月19日（木）に逮捕された。

また、上記の行為により、平成25年10月4日（金）付で、大津区検察庁より同条例違反により略式起訴され、同日、「罰金30万円に処する」との略式命令を大津簡易裁判所から受けた。さらには、即日罰金30万円が納付された。

このことにより、平成25年10月10日（木）、滋賀県教育委員会から懲戒免職の処分を受けている。

2、事件の基となった事務の仕組み、制度等

特になし

3、事件の主な経過

(1) 経過

平成25年9月19日（木）午前8時過ぎ、警察から下阪本小学校へ電話にて、教諭Aに対して警察の聞き取りを行っているとの連絡が入った。これを受け下阪本小学校校長から市教委学校教育課に連絡が入った。その後、警察にて事情聴取が行われていたようであるが、市教委、学校とも詳細がつかめないうちに時間が過ぎ、午後4時過ぎに大津警察署から市教委教育部長に教諭Aの逮捕連絡が入った。

同日より、教諭Aは警察にて拘留され、取調べが行われる中で、上記のとおり事件の概要が明らかになった。

(2) 被処分者及び処分内容について

今回の事件に対して、処分を受けた者は下記のとおりである。

（平成25年10月10日付）

教諭A 懲戒免職

校長B 文書訓告

(3) 当該事件を受けての市教委と学校の対応について

9月19日（木）

9：20 下阪本小学校校長が市教委に赴き、今後についての動きを協議

18：30 大津市教育委員会が記者会見を開き、教育長から謝罪、部長から事案の概要と今後の対応について説明を行った

19：00 下阪本小学校 学校協力者会議開催

9月20日（金）

9：00 下阪本小学校 朝の集会にて児童に事情説明

15：00 下阪本小学校校長来庁

16：00 緊急校園長会を開催

通知文「服務規律の徹底について」発出

教育長の訓示、次長および課長からの指示により、全ての校園で不祥事防止研修を実施と全教育活動の総点検を指示した

19：00 下阪本小学校 緊急保護者会開催

下阪本小学校 緊急保護者会開催

9月26日(木)

14:00 大津署にて県教委、市教委が本人と接見

10月1日(火)

9:00 大津署にて県教委、市教委が本人と接見

10月5日(土)

11:00 下阪本小学校長と教頭が、教諭Aの実家において、接見

10月7日(月)

21:30 臨時教育委員会開催

10月10日(木)

8:00 処分

11月1日(金)

14:00 教頭研修会にて不祥事防止に向けての指導ならびに不祥事未然防止研修の実施報告

4、事件を防止できなかった問題点(課題)

(1) 個人の状況について

教諭Aは前任校、現任校ともに勤務状況に問題はなく、生活態度に特段変わった様子はなかった。管理職から勤務時間外の生活について、もう少し状況把握に努める必要もあったが、その限界もある。

(2) 職場の人間関係について

<前任校時代>

初任者として赴任し、3年生を担当する。仕事に対して責任感を強く持ち、研修報告、児童の評価等を計画的に行い、提出も早かった。「子どもに対して温かく接し、子どもの目線に立って指導ができる。」との評価があった。

次年度の校内人事に関しても、3年目の若手先輩教員において教諭Aに6年生担任を任せる校内組閣ができていた。

赴任2年目、3年目、それぞれ6年生担任、1年生担任を受け持った。本人なりに周りの指導・助言も素直に受け入れながら成長していった。

1年生担任時には夏休みにボランティアで東日本大震災後の被災地を訪れ、子ども達とキャンプに参加した。

子どもとの関係において保護者からのクレームはなかった。同僚との関係においても礼儀正しく接することができていた。6年並びに1年を一緒に持った他の教員からも、そして他の若手教員からも特に情報があがってこなかったのが安心していたのが実情である。

教諭Aは初任者として配置された頃は、毎年同校に2名の新規採用教員が配置されており、若手教員も数多くいた。20歳代から30歳代の教員がバランスよく配置されており、悩みを話せる環境にはあったが、その親密性までは把握できていない。

<現任校時代>

勤務における遅刻や早退・欠勤もなく毎日早朝より勤務し、勤務状況に特に問題はなかった。遅刻もなく、処分歴や欠勤もない。長期にわたる休暇取得もない。仕事は計画的に済ませ、研究授業なども率先してやるような状況であった。同学年の職員からも信頼があり、学年内の仕事も協力的であった。他の職員や子どもから苦情を聞いたり保護者からの苦情を聞いたりしたこともなかった。周りから特におかしいと思われる行動や言動もなく、他の職員とも人間関係において特段問題もなく、学年の仕事もそつなくこなしていた。また、若い教員同士の懇親会を計画したり、職場以外の友だちともつきあったりするような事もたまにあり、そうした時にも特におかしな素振りや言動等もなかったようである。

よって、今回の事案を引き起こすような要因や兆候を誰一人として感じてはいなかった。

◎年休取得日数

年休等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H24	0	0	0	1	6	0	0	0	3	5h	0	2 9h
H25	0	0	0	1 12h	2 9h	0						

(3) 服務管理について

不祥事防止に向けた服務研修については、県教委からの通知や市教委からの通知ならびに校園長会議や教頭研修会等、機会あるごとに指導を行っている。また、各校においても年間を通じて定期的な不祥事防止研修や時を捉えた研修を行うなどして相当回数の研修を行っている。研修においては校長からの指導、ワークショップ形式、グループディスカッション等、工夫を凝らしてできる限り実効性のある研修を行っている。

ア、市教委からの服務研修について

<通知関係>

- 平成25年4月12日 校園が保有する個人情報の保護・管理の周知徹底について
- 平成25年6月11日 参議院議員通常選挙における教職員の服務規律の確保について
- 平成25年6月7日 校内事故の防止について
十分な児童生徒理解に基づいた指導の徹底について
- 平成25年7月5日 教職員の綱紀の粛正と服務規律の確保について
- 平成25年9月5日 体罰根絶に向けた取組の徹底について
- 平成25年9月20日 教職員の服務規律の徹底について

<服務研修>

- 平成25年4月2日 4月校園長会議 教職員の服務管理について
- 平成25年5月2日 5月教頭研修会 教職員の服務に関して、不祥事の根絶、副担任の職務内容の明確化
- 平成25年5月27日 5月校園長会議 不祥事防止について、個人情報の管理体制、交通事故防止、運転免許証の期限確認、職員の健康管理
- 平成25年7月5日 7月校園長会議 教職員の服務に関して、交通事故、体罰禁止、個人情報の管理、保護者対応の課題
- 平成25年8月22日 8月校園長会議 夏季休業中の勤務態様、不祥事の根絶
- 平成25年9月20日 臨時校園長会議 教職員の服務管理について

<その他>

- 平成25年8月7日 いじめに関する研修
- 平成25年8月28日 いじめに関する研修

イ、学校の服務研修

月日	研修時間	参加人数	研修項目	研修内容・方法	備考 (講師等)
4/17	7分	35人	USBメモリ、掲出簿の取り扱い	・USBメモリ使用上ルール確認 ・個人情報の掲出簿の説明 ・不要になったデータは速やかに消去すること。	教頭
4/19	10分	32人	家庭訪問について	・服装マナー ・教員としての自覚	校長 (指導)

5/7	10分	27人	飲酒・体罰について	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者対応の仕方 ・飲酒後の翌日にも注意 ・体罰と疑われる指導の禁止 ・服装について 	校長 (指導) 教頭
5/17	5分	33人	教職員の服務について		
5/29	10分	35人	教職員の服務 (研修)	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰 ・セクハラについて 	校長 (講話)
5/31	5分	34人	いじめの報告について	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめと疑われる事例を上げ、担当に報告する必要性の説明(共通理解) 	いじめ担当
6/21	5分	34人	あゆみ作成時における個人情報の取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の持ち出しについて 	教頭
7/5	5分	33人	掲出簿の記入について	<ul style="list-style-type: none"> ・返却した日にちをしっかりと記入すること。 	教頭
7/19	50分	33人	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の現状 ・交通加害者としての義務 ・飲酒運転の根絶について ・個人情報の管理 ・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの未然防止について ・体罰の禁止について ・SNS使用時の注意について 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の現状、特に飲酒運転による不祥事は、教育公務員として絶対にしては起こしてはならないことを伝え、様々な事故の事例を知らせる。 ・児童への体罰防止については、まずどんなことが体罰になるか話し合い、懲戒と思っている行為が体罰になっていることを認識させた。 ・個人情報の漏洩防止は個人情報管理規則の徹底につけることを伝える。同時にLINEやFACEBOOKの使用方法についてチェックシートで注意を促した。 	校長 (講話) 教頭 (指導)
8/23	15分	30人	職員研修 不祥事防止	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、体罰、情報漏洩、飲酒運転、セクハラわいせつ行為について 	校長 (指導・講話) 教頭 (指導)
9/11	10分	33人	体罰の防止について	<ul style="list-style-type: none"> ・桜宮高校の体罰事件が初公判されたことを紹介し、体育等で行き過ぎた指導にならないように指導 	
9/24	30分	33人	不祥事再発防止研修	<ul style="list-style-type: none"> ・わいせつ行為についての事例をもとに話し合う。 ・教職員の守るべき服務規律についての講義。(校長、教頭) ○教職員の服務のあり方 ○不祥事に対して問われる責任など ○SNS(ソーシャルネットワークサービス)について ・わいせつ行為未然防止のためのチェックポイントシートに記入し、自己の行動を再確認する。 ・シートに自分の考え、職場への提言を記入する。 	校長 教頭

5、再発防止に向けて

(1) 職場・市教委等における不祥事防止研修について

職場における不祥事防止に向けた服務研修については、県教委からの通知や市教委からの通知を受け、その都度各校で指導を行っている。また、校園長会議や教頭研修会等での指導事項についても、適宜、管理職から全教職員へ伝達を行っている。加えて各校においても年間を通じて定期的な不祥事防止研修や時を捉えた研修を行うなどして相当回数研修を行っている。研修においては校長からの指導、ワークショップ形式、グループディスカッション等、工夫を凝らしてできる限り実効性のある研修を行っている。しかし、研修自体を数多く行っても、最終的には個人がどれだけ重く受け止め、高い倫理感を持つかによるところが大きい。できる限り具体的な事例をあげながら研修に努めなければならない。

(2) 職場での気づきについて

不祥事が発覚する前に普段の様子が今までと異なるような兆候が多くの場合がある。今回、同校の管理職や同僚に確認したところ、特段その様子に異変が見られなかった。振り返ってみても勤務態度、児童への接し方、同僚との関係性、会話の中での異変等、職場の中で特におかしな素振りや言動等もなく、今回の事案を引き起こすような要因や兆候を誰一人として感じられなかった。

現在、教育現場では生徒指導上の問題対応、保護者対応、文書作成等で時間を費やすことが多いことは事実である。同僚間での何気ない会話や行動からお互いの行動を戒め合えるような教師集団を作り上げていく必要がある。

(3) 管理職の気づきについて

今回の事案では、職場の中でその変化に気づくような事象はなかったことは事実である。仮に仲間内で同僚の言動に何らかの変化が見られたとき、管理職への連絡・相談が如何にできるかがポイントになる。明らかな不正や行動の変容が見られたときならともかく、様子がいつもと違うとだけで管理職への連絡がスムーズにできるか、課題は多い。また、日頃から管理職の職員への係わりも大切である。仕事以外での様子についても日頃からコミュニケーションをとりつつ、職員の把握に努めなければならない。

(4) 単身生活者への配慮について

今回、当該教員は単身生活を行っていた。最近では教育現場でのストレスの多さからメンタル疾患に陥る若手教員も多い。そのため、単身生活で不規則な生活に陥らないようできる限り実家から通えるようなエリアに配属される傾向にあるが、自ら単身生活を望む者も少なくない。管理職には日頃より単身生活者への健康管理、生活管理等できる限り把握するよう指導をしている。単身生活者には管理職、同僚からの特段の気遣いが必要である。

(5) 教員としての資質の見極め

教員の採用は任命権者である県教委であるが、市担講師の任用も含めて、その資質について一定の見極めはできても、すべて網羅して判断することは難しい。

大津市立瀬田南小学校 建造物侵入事件に関する報告書

平成25年11月29日

大津市教育委員会

目 次

1 事件の概要	P89
2 事件の基となった事務の仕組み、制度等	P89
3 事件の主な経過	P89～P90
(1) 経過	
(2) 被処分者及び処分内容について	
(3) 当該事件を受けての市教委と学校の対応について	
4 事件を防止できなかった問題点（課題）	P90～P92
(1) 個人の状況について	
(2) 職場の人間環境について	
(3) 服務管理について	
5 再発防止に向けて	P92～P93
(1) 職場・市教委等における不祥事防止研修について	
(2) 職場での気づきについて	
(3) 職員同士のコミュニケーションについて	
(4) 管理職の気づきについて	
(5) 教員としての資質の見極め	
(6) 人事異動について	

○瀬田南小 案件

1、事件の概要

大津市立瀬田南小学校 教諭A（35才）は平成25年4月19日、大津市内に所在する滋賀大学構内の女子便所に侵入し、関係者からの届出を受けた警察が捜査を行った結果、事故者の犯行が明らかとなり平成25年10月22日（火）に逮捕された。

また、この他にも4月19日に大学への侵入の前に他大学合宿所への立ち寄りと本人の記憶が定かでないが、平成25年6月末から7月あたりに向け、一度、私的な飲み会の後、午後11時半頃に同様に自分が以前学んだ講義室に入るため、鍵の開いていた男子トイレから侵入し、講義室の椅子に座って考え事をしていたことがあると警察で自供している。3件の侵入を自供しているが、今回4月20日（土）午前零時20分の事案のみ事件として処理されている。

このことにより平成25年11月1日付けで大津区検察庁より建造物侵入で略式起訴され、同日、「罰金10万円に処する」との略式命令を大津簡易裁判所から受けた。即日罰金10万円が納付された。

このことにより、平成25年11月22日（金）、滋賀県教育委員会から停職1月の処分を受けている。

2、事件の基となった事務の仕組み、制度等

特になし

3、事件の主な経過

(1) 経過

平成25年10月22日（火）午後4時過ぎ、警察から市教委教育部長に連絡が入り、瀬田南小学校 教諭Aが建造物侵入の疑いで逮捕されたとの連絡が入った。時を同じくして同校教頭から市教委に同様の連絡が入った。

同日より、教諭Aは警察にて拘留され、取調べが行われる中で、上記のとおり事件の概要が明らかになった。その後、警察での取調べの進捗状況も全くわからず、情報がないままに11月1日（金）に略式起訴され、即日、罰金が支払われた事実が判明した。

(2) 被処分者及び処分内容について

今回の事件に対して、処分を受けた者は下記のとおりである。

（平成25年11月22日付）

教諭A 停職1月

校長B 厳重注意

(3) 当該事件を受けての市教委と学校の対応について

10月22日（火）

16:00 教育部長に警察より瀬田南小学校教諭Aが逮捕されたとの連絡が入る

16:15 瀬田南小教頭より市教委に大津署より4月夜中に大学建物内に忍び込んだことによりAを逮捕したのと連絡が入ったと電話が入る

17:00 教育長、両次長、学校教育課長、教育総務課副参事、係長で協議

19:00 記者会見を開催せず、新聞各社に教育長コメントを発表

19:00 瀬田南小学校教頭を市教委に呼び、次長、課長、教職員係長とともに今後について確認と協議を行う。

20:00 学校教育課長、瀬田南小学校へ出向く

20:30 学校協力者会議関係者へ電話にて報告

10月23日(水)

8:15 学校教育課長が瀬田南小学校へ出向く

9:00 朝の集会にて児童に事情説明

15:10 学校教育課長より相談センターと今後について協議。

19:30 瀬田南小学校 緊急保護者会開催(当該学級)

10月24日(木)

通知文、訓示文を市内幼稚園、小学校、中学校へ発出

11月 2日(土)

14:00 市教委にて本人に対し、事情聴取を行う。

4、事件を防止できなかった問題点(課題)

(1) 個人の状況について

家庭の状況について特段のトラブルは報告されていない。

(2) 職場の人間関係について

<前任校時代>

他府県で採用され、採用試験を受け直し、翌年から滋賀県で採用される。初任は他市での赴任となり、4年間を過ごした。理科教育を専門としていた。

<現任校時代>

勤務における遅刻や早退・欠勤もなく、勤務状況に特に問題は報告されていない。遅刻や欠勤もなく、処分歴や欠勤もない。長期にわたる休暇取得もない。仕事はてきぱきとこなし、滋賀県の理科教育部会でも活躍していた。同学年の職員からはやや県の理科教育に力が入りすぎ、ややもすると学年の仕事が二番手になるという管理職への相談もあった。しかし、受け持つ児童からも信頼を得て、子どもから苦情を聞いたり保護者からの苦情を聞いたりしたこともなかった。本人は職場でうまくなじめず悩んでいたと話しているが、周りから特におかしいと思われる行動や言動もなかった。職員とも特に深くも浅くも無く接していた。

◎年休取得日数

H24 18日 4時間15分

H25 9日 3時間

(3) 服務管理について

不祥事防止に向けた服務研修については、県教委からの通知や市教委からの通知ならびに校園長会議や教頭研修会等、機会あるごとに指導を行っている。また、各校においても年間を通じて定期的な不祥事防止研修や時を捉えた研修を行うなどして相当回数の研修を行っている。研修においては校長からの指導、ワークショップ形式、グループディスカッション等、工夫を凝らしてできる限り実効性のある研修を行っている。

ア、市教委からの服務研修について

<通知関係>

- 平成25年4月12日 学校園が保有する個人情報の保護・管理の周知徹底について
- 平成25年6月11日 参議院議員通常選挙における教職員の服務規律の確保について
- 平成25年6月7日 校内事故の防止について
十分な児童生徒理解に基づいた指導の徹底について
- 平成25年7月5日 教職員の綱紀の肅正と服務規律の確保について
- 平成25年9月5日 体罰根絶に向けた取組の徹底について
- 平成25年9月20日 教職員の服務規律の徹底について

○平成25年10月24日 信頼に応える教育の実現について

<服務研修>

- 平成25年4月2日 4月校園長会議 教職員の服務管理について
- 平成25年5月2日 5月教頭研修会 教職員の服務に関して、不祥事の根絶、副担任の職務内容の明確化
- 平成25年5月27日 5月校園長会議 不祥事防止について、個人情報の管理体制、交通事故防止、運転免許証の期限確認、職員の健康管理
- 平成25年7月5日 7月校園長会議 教職員の服務に関して、交通事故、体罰禁止、個人情報の管理、保護者対応の課題
- 平成25年8月22日 8月校園長会議 夏季休業中の勤務態様、不祥事の根絶
- 平成25年9月20日 臨時校園長会議 教職員の服務管理について
- 平成25年11月1日 11月教頭研修会 教職員の倫理観の向上について

<その他>

- 平成25年8月7日 いじめに関する研修
- 平成25年8月28日 いじめに関する研修

イ、学校の服務研修

日時	時間	研修内容
4月1日	10分	教育公務員としての基本的心構えについて
4月15日	10分	教育公務員としての基本的心構えについて
	20分	家庭訪問を前に、個人情報の紛失防止、交通事故防止、保護者との対応時の注意事項
5月13日	10分	勤務(職務専念義務)に関して
5月30日	10分	服務規律の確保について(適正な会計処理、公務員としての言動)
6月7日	20分	選挙における服務規律の確保について
6月10日	10分	個人情報の管理(机上の整理整頓、個人情報紛失、パソコン管理について)
6月14日	10分	参議院議員通常選挙における教職員の服務規律の確保について
7月4日	20分	コンプライアンスの徹底に向けて(不祥事防止に向けた意識づくり)
7月8日	15分	夏季休業中の服務について(教育公務員としての自覚と責任ある行動、交通事故防止)
7月22日	90分	教育公務員としての服務の在り方
		不祥事防止演習
		体罰・飲酒運転・交通事故防止・ハラスメント・公金の取り扱い・処分について
8月20日	20分	公務員としての服務
9月9日	10分	体罰防止について
9月24日	60分	わいせつ行為について(演習・グループ協議)
10月16日	30分	服務規律の確保について(ハラスメント防止、汚職等防止、個人情報漏洩、交通事故防止、兼業等制限)
10月29日	20分	教職員の事故防止の徹底について

5、再発防止に向けて

(1) 職場・市教委等における不祥事防止研修について

職場における不祥事防止に向けた服務研修については、県教委からの通知や市教委からの通知を受け、その都度各校で指導を行っている。また、校園長会議や教頭研修会等での指導事項についても、適宜、管理職から全教職員へ伝達を行っている。加えて各校においても年間を通じて定期的な不祥事防止研修や時を捉えた研修を行うなどして相当回数の研修を行っている。研修においては校長からの指導、ワークショップ形式、グループディスカッション等、工夫を凝らしてできる限り実効性のある研修を行っている。しかし、研修自体を数多く行っても、最終的には個人がどれだけ重く受け止め、高い倫理感を持つかによるところが大きい。できる限り具体的な事例をあげながら研修に努めなければならない。

(2) 職場での気づきについて

不祥事が発覚する前に普段の様子が今までと異なるような兆候が多くの場合が見られる。今回、同校の管理職や同僚に確認したところ、特段その様子に異変が見られなかった。振り返ってみても勤務態度、児童への接し方、同僚との関係性、会話の中での異変等、職場の中で特におかしな素振りや言動等もなく、今回の事案を引き起こすような要因や兆候を誰一人として感じられなかった。本人がうまく同僚となじめなかったと言っているが、親身になって話ができる同僚もいたことは事実である。なかなか内面まで気づくことは難しい。

現在、教育現場では生徒指導上の問題対応、保護者対応、文書作成等で時間を費やすことが多いことは事実である。同僚間での何気ない会話や行動からお互いの行動を戒め合えるような教師集団を作り上げていく必要がある。

同僚間での何気ない会話や行動の変化について、「不平・不満を言うことが多くなった。」、「急に怒りだす。」、「目がうつろで、仕事の能率が極端に落ちてきた。」、「マイナス発言が多くなり、投げやりである。」等、今までと明らかに様子が違うと感じた時に互いに相談にのれる関係があればよいが、様子が違うと感じるポイントについて教職員が研修を積んでいく必要がある。

(3) 職員同士のコミュニケーションについて

中学校では教科担任制であるため、一人の生徒、一つの学級に多くの教員が関わっている。そのため生徒や学級の様子について自然と話す機会が増え、否応なしにコミュニケーションが図られ、その中で情報の交換ができる機会が多い。小学校では学級担任が一日の大部分を児童とともに生活するため、ややもすると子どもや学級の様子についての情報交換の場が減り、必然的に職員間のコミュニケーションが不足しがちになる。できる限り小学校においても教科担任制を取り入れていく必要がある。

(4) 管理職の気づきについて

今回の事案では、職場の中でその変化に気づくような事象はなかったことは事実である。しかし、本人は職場にうまくなじめなかったと話している。日頃から管理職の職員への係わりも大切である。仕事以外での様子についても日頃からコミュニケーションをとりつつ、職員の把握に努めなければならない。

(5) 教員としての資質の見極め

教員の採用は任命権者である県教委であるが、市担講師の任用も含めて、その資質について一定の見極めはできても、すべて網羅して判断することは難しい。

(6) 人事異動について

人事異動に伴うストレスは大なり小なり誰にでも生じるものである。教諭Aは他市から異動してきて、職場の雰囲気になじめずにいたと述べている。新しい環境に慣れるかどうかはその人の性格によ

るところが大きい。しかし、誰もが感じるストレスに対し、管理職がよりきめ細やかに接し、フォローできなければならない。職員と管理職の向き合い方について研修を積んでいく必要がある。

また、異動時には異動元と異動先の管理職間で職員の情報共有が図られているが、その内容については管理職に任されている。より丁寧な引継ぎを行う必要がある。

委員名簿

(敬称略)

中村 和洋 (委員長 弁護士 大阪弁護士会推薦)

小田垣 亨 (職務代理者 ㈱滋賀銀行法務室長 大津商工会議所推薦)

小川 恭子 (委員 弁護士 滋賀弁護士会推薦)

大津市職員不祥事防止対策検討委員会 会議開催日程

年	月	日	曜日	時間帯	議 題	開催場所
25	12	16	月	13:30~16:30	(1) 委員長の互選及び職務代理者の指名 (2) 議事の公開、非公開について (3) 不祥事案の概要説明 (4) 今後の委員会の進め方について (5) その他	大津市役所 本館4階 第1委員会室
25	12	27	金	10:00~11:30	(1) 不祥事案の調査・審議について (2) 今後の委員会の進め方について (3) 報告書のあり方について (4) その他	大津市役所 新館7階 特別会議室
26	1	14	火	13:30~16:40	(1) 調査結果の整理・分析及び考察について (2) 報告書の作成について (3) その他	大津市役所 本館4階 第3委員会室
26	1	27	月	13:30~16:35	(1) 調査結果の分析及び考察について (2) 報告書の作成について (3) その他	大津市役所 新館7階 特別会議室
26	2	12	水	13:30~15:35	(1) 報告書について (2) その他	大津市役所 本館4階 第3委員会室
26	3	7	金	13:30~15:00	(1) 報告書について (2) その他	大津市役所 本館4階 第4委員会室